

避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）の同一敷地に所在する2棟の建物に居住していた申立人ら（夫婦及びその子3名並びに夫の両親及び妻の母）について、申立人夫の母が左半身軽度麻痺の状態にあり、同人を申立人夫の父が介護したこと等を考慮して、申立人夫の父母の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、それぞれ、平成23年3月分から新たに住居を購入した月の前月である平成27年9月分まで、月額6万円（申立人夫の父母とその他の申立人らとの別離が生じていた41か月間）又は月額3万円（その他の14か月間）が賠償されたほか、財物損害（家財）について、直接請求手続においては、1世帯であることを前提に算定した金額が支払われていたが、2世帯であることを前提に算定した金額が賠償された事例（申立人夫の母の日常生活阻害慰謝料（増額分）及び財物損害については、いずれも既払い金を除く。）。

和解契約書(一部)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)につき、申立人X1、同X2、同X3、同X4、同X5、同X6、同X7及び同X8（以下申立人8名を総称して「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、平成28年12月26日付の被申立人答弁書記載の、申立人らと被申立人との間に争いがない別紙記載の損害項目及び期間について、一部和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）についての和解金として、合計金4400万7042円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

(省略)

第4 継続協議

申立人ら及び被申立人は、本件に係る損害賠償金額を確定させるように引き続き本和解仲介手続きにおける協議を続行する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成29年2月2日

(仲介委員 今泉 秀和)

(別紙)

申立人 X1 について			
損害項目	期間	金額	備考
検査費用(人)			
避難費用	避難交通費:平成23年8月1日～平成24年4月1日 避難宿泊費:平成23年7月28日～平成23年8月2日	41,800円	・避難交通費:2万9000円 ・避難宿泊費:1万2800円
一時立入費用	平成23年7月4日～平成24年4月2日	58,000円	
帰宅費用			
生命・身体的損害			
精神的損害(日常生活阻害慰謝料)	平成23年12月1日～平成30年3月31日	7,600,000円	・基本部分
精神的損害(滞在者慰謝料)			
就労不能損害			
営業損害			
検査費用(物)			
不動産の財物損害			
家財の財物損害			
その他	生活費増加分(交通費増加分): 平成23年7月7日～平成24年3月1日 包括賠償:平成24年6月1日～平成30年3月31日	1,319,242円	・生活費増加分(交通費増加分):17万2242円 ・包括賠償:114万7000円
一部和解 合計額(①)		9,019,042円	

未精算の仮払補償金(②)	
支払額(①-②)	9,019,042円

(別紙)

申立人 X2 について			
損害項目	期間	金額	備考
検査費用(人)			
避難費用			
一時立入費用			
帰宅費用			
生命・身体的損害			
精神的損害(日常生活障害慰謝料)	平成23年12月1日～平成30年3月31日	7,600,000円	・基本部分
精神的損害(滞在者慰謝料)			
就労不能損害			
営業損害			
検査費用(物)			
不動産の財物損害			
家財の財物損害			
その他	平成24年6月1日～平成30年3月31日	1,147,000円	・包括賠償
一部和解 合計額(①)		8,747,000円	

未精算の仮払補償金(②)	
支払額(①-②)	8,747,000円

(別紙)

申立人 X3 について			
損害項目	期間	金額	備考
検査費用(人)			
避難費用			
一時立入費用			
帰宅費用			
生命・身体的損害			
精神的損害(日常生活障害慰謝料)	平成23年12月1日～平成30年3月31日	7,600,000円	・基本部分
精神的損害(滞在者慰謝料)			
就労不能損害			
営業損害			
検査費用(物)			
不動産の財物損害			
家財の財物損害			
その他	平成24年6月1日～平成30年3月31日	1,147,000円	・包括賠償
一部和解 合計額(①)		8,747,000円	

未精算の仮払補償金(②)	
支払額(①-②)	8,747,000円

(別紙)

申立人 X4 について			
損害項目	期間	金額	備考
検査費用(人)			
避難費用			
一時立入費用			
帰宅費用			
生命・身体的損害			
精神的損害(日常生活障害慰謝料)	平成23年12月1日～平成30年3月31日	7,600,000円	・基本部分
精神的損害(滞在者慰謝料)			
就労不能損害			
営業損害			
検査費用(物)			
不動産の財物損害			
家財の財物損害			
その他	平成24年6月1日～平成30年3月31日	1,147,000円	・包括賠償
一部和解 合計額(①)		8,747,000円	

未精算の仮払補償金(②)	
支払額(①-②)	8,747,000円

(別紙)

申立人 X5 について			
損害項目	期間	金額	備考
検査費用(人)			
避難費用			
一時立入費用			
帰宅費用			
生命・身体的損害			
精神的損害(日常生活障害慰謝料)	平成23年12月1日～平成30年3月31日	7,600,000円	・基本部分
精神的損害(滞在者慰謝料)			
就労不能損害			
営業損害			
検査費用(物)			
不動産の財物損害			
家財の財物損害			
その他	平成24年6月1日～平成30年3月31日	1,147,000円	・包括賠償
一部和解 合計額(①)		8,747,000円	

未精算の仮払補償金(②)	
支払額(①-②)	8,747,000円

(別紙)

申立人 X6 について			
損害項目	期間	金額	備考
検査費用(人)			
避難費用			
一時立入費用			
帰宅費用			
生命・身体的損害			
精神的損害(日常生活阻害慰謝料)			
精神的損害(滞在者慰謝料)			
就労不能損害			
営業損害			
検査費用(物)			
不動産の財物損害			
家財の財物損害			
その他			
一部和解 合計額(①)			円

未精算の仮払補償金(②)	
支払額(①-②)	円

(別紙)

申立人 X7 について			
損害項目	期間	金額	備考
検査費用(人)			
避難費用			
一時立入費用			
帰宅費用			
生命・身体的損害			
精神的損害(日常生活阻害慰謝料)			
精神的損害(滞在者慰謝料)			
就労不能損害			
営業損害			
検査費用(物)			
不動産の財物損害			
家財の財物損害			
その他			
一部和解 合計額(①)			円

未精算の仮払補償金(②)	
支払額(①-②)	円

(別紙)

申立人 X8 について			
損害項目	期間	金額	備考
検査費用(人)			
避難費用			
一時立入費用			
帰宅費用			
生命・身体的損害			
精神的損害(日常生活阻害慰謝料)			
精神的損害(滞在者慰謝料)			
就労不能損害			
営業損害			
検査費用(物)			
不動産の財物損害			
家財の財物損害			
その他			
一部和解 合計額(①)			円

未精算の仮払補償金(②)	
支払額(①-②)	円

避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）の同一敷地に所在する2棟の建物に居住していた申立人ら（夫婦及びその子3名並びに夫の両親及び妻の母）について、申立人夫の母が左半身軽度麻痺の状態にあり、同人を申立人夫の父が介護したこと等を考慮して、申立人夫の父母の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、それぞれ、平成23年3月分から新たに住居を購入した月の前月である平成27年9月分まで、月額6万円（申立人夫の父母とその他の申立人らとの別離が生じていた41か月間）又は月額3万円（その他の14か月間）が賠償されたほか、財物損害（家財）について、直接請求手続においては、1世帯であることを前提に算定した金額が支払われていたが、2世帯であることを前提に算定した金額が賠償された事例（申立人夫の母の日常生活阻害慰謝料（増額分）及び財物損害については、いずれも既払い金を除く。）。

和解契約書(全部和解)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)につき、申立人X1、同X2、同X3、同X4、同X5、同X6、同X7及び同X8（以下申立人8名を総称して「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1 損害項目

(1) 避難費用

ア 避難交通費	8万3030円
イ 避難宿泊費	7万5600円
ウ 避難先駐車場料金	154万5726円

(2) 一時立入費用（交通費） 29万2010円

(3) 家財道具移動費用（申立人X1分） 7万6100円

(4) 生活費増加費用

ア 家財・日用品購入費	15万0515円
イ 交通費増加分	32万2098円
ウ 水道光熱費	41万5009円
エ 住民票謄本取得代	400円
オ 検査料（申立人X1分）	1万8860円

(5) 家財賠償 382万0000円

(6) 精神的損害（飼い犬四匹の喪失慰謝料） 10万0000円

(7) 日常生活阻害慰謝料（基礎部分）

ア 申立人X1分	760万0000円
イ 申立人X2分	760万0000円
ウ 申立人X3分	760万0000円
エ 申立人X4分	760万0000円
オ 申立人X5分	760万0000円
カ 申立人X8分	510万0000円

(8) 日常生活阻害慰謝料（増額分）

ア 申立人X6分	288万0000円
イ 申立人X7分	240万0000円

(9) 避難・帰宅等に係る費用（包括賠償）

ア 申立人X1分	114万7000円
----------	-----------

イ 申立人X 2分	1 1 4万7 0 0 0円
ウ 申立人X 3分	1 1 4万7 0 0 0円
エ 申立人X 4分	1 1 4万7 0 0 0円
オ 申立人X 5分	1 1 4万7 0 0 0円
カ 申立人X 8分	1 5万1 2 0 0円
(10) 本件和解仲介に関する弁護士費用	1 8 3万4 9 6 6円

2 期間

- (1) アにつき、平成23年4月24日から平成24年4月1日まで
- (1) イにつき、平成23年6月3日から同年8月2日まで
- (1) ウにつき、平成23年7月16日から平成29年9月30日まで
- (2) につき、平成23年5月26日から平成24年4月10日まで
- (3) につき、平成24年3月5日付請求書(領収書)分
- (4) アにつき、平成24年1月2日から平成24年5月24日まで
- (4) イにつき、平成23年4月10日から平成24年3月1日まで
- (4) ウにつき、平成23年8月1日から平成29年10月31日まで
- (4) オにつき、平成23年11月8日付領収証分
- (7) アないしオにつき、平成23年12月1日から平成30年3月31日まで
- (7) カにつき、平成23年3月11日から平成30年3月31日まで
- (8) につき、平成23年3月11日から平成27年9月30日まで
- (9) アないしオにつき、平成24年6月1日から平成30年3月31日まで
- (9) カにつき、平成24年6月1日から平成25年5月31日まで

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項記載の損害項目(同項記載の期間に限る。)についての和解金として、金6300万0514円の支払義務があることを認める。

第3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、平成29年2月2日付和解契約書(一部)記載のとおり、本件の賠償金として、金4400万7042円を支払済みであることを確認する。

第4 支払方法

(省略)

第5 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目(同項記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成31年4月4日

(仲介委員 今泉 秀和)